

千葉県個人情報保護法施行条例（仮称）等制定の検討事項

【凡例】

法…デジタル整備法施行（令和 5 年 4 月 1 日）後の個人情報保護法

条例…条例審査時点（令和 4 年 6 月）の千葉県個人情報保護条例

施行条例…千葉県個人情報保護法施行条例（仮称）

審議会条例…千葉県個人情報保護審議会条例（仮称）

委員会…個人情報保護委員会

審議会…千葉県個人情報保護審議会

1 条例要配慮個人情報

法第 60 条

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(1) 要配慮個人情報に関する規定

「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令（規則）で定める記述等が含まれる個人情報をいうとされている（法第 2 条第 3 項、条例第 2 条第 3 項）。

条例上の定義も法と同一であるが、条例では、一部の要配慮個人情報に関して収集制限の規定を設けている（条例第 8 条第 2 項）。

(2) 条例要配慮個人情報について

現在、千葉県では、法定の要配慮個人情報を除き、地域の特性その他の事情に応じた独自の要配慮個人情報は設けていない。

また、条例要配慮個人情報については、令和 3 年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑みて、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしできないとされているため、施行条例で独自に収集制限の規定を設けることはできない。

※条例要配慮個人情報を規定した場合、個人情報ファイル簿にその取扱いの有無が記載される（法第 75 条第 1 項及び第 4 項）。また、漏えい等が発生した場合等には、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない（法第 68 条第 1 項）。

(3) 検討事項

条例要配慮個人情報を規定すべきか。

2 個人情報ファイル簿

法第75条

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

(1) 制度の内容

法第75条では、行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ一定の事項を記載した個人情報ファイル簿(以下「ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならないとしている。ただし、本人の数が1000人以上となるものに限られている(法第75条第2項第1号、第74条第2項第9号、政令第20条第2項)。

<個人情報ファイル>

保有個人情報を含む情報の集合物であって、①一定事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、又は、②一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう(法第60条第2項)。

一方で、条例では、実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録される行政文書を使用するものについては、一定の事項を登録した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備え置いて、一般の閲覧に供しなければならないと規定している(条例第7条)。

(2) 制度内容の比較

両者は、行政による個人情報の取扱いの内容をあらかじめ明らかにしておくことで、本人が自己に関する個人情報の取扱いの実態を認識しやすくするという制度趣旨に基づき、公的部門の組織が取り扱う個人情報について、その利用目的や提供先などの一定の事項が記載された帳簿の作成を義務付けている点で共通している。

また、両者の作成対象を比較すると、登録簿の作成対象は、「個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録される行政文書」を使用する事務であり、ここにいう「行政文書」とファイル簿の作成対象である個人情報ファイルは、ほぼ同一のものである。そのため、両者の作成対象は、情報の集合体である個人情報ファイルか、その情報の集合体を使用する事務かという違いしかなく、どちらの制度を採用しても、その作成対象の範囲は実質的に同一である。

さらに、以下の表のとおり、登録簿の記載項目のほぼ全てが、ファイル簿の記載項目と同様の内容である。

登録簿	ファイル簿
事務の名称	
	個人情報ファイルの名称
部・課名	行政機関等の名称
個人情報を所管する組織名	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
事務の目的	個人情報ファイルの利用目的
個人情報を収集する理由	
個人情報の記録項目	記録事項
個人の類型	記録範囲
個人情報の主な収集先	記録情報の収集方法
要配慮個人情報	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
個人情報の主な提供先	記録情報の経常的提供先
部・課名 個人情報を所管する組織名	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地
	訂正および利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等
個人情報の処理形態	個人情報ファイルの種別
	政令第21条第6項第2号に該当する個人情報ファイルがあるときは、その旨
	※その他、行政機関等匿名加工情報に関する項目

(3) 改正後の運用

行政機関等は、本人の数が1000人以上となる個人情報ファイルのファイル簿を作成、公表しなければならない（法第75条第1項）。

一方で、地方公共団体の機関においては、当該地方公共団体の定める条例で定めるところにより、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取り扱う事務単位で作成された帳簿等）を作成し、公表することも可能である（法第75条第5項）。

また、本人の数や個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の性質等を踏まえて、個人情報ファイル簿を作成・公表することで特定の個人が識別される場合など、法の趣旨に反しない限り、本人の数が1000人未満となる場合でも、個人情報ファイル簿を作成・公表することは妨げられないとされている。

(4) 検討事項

個人情報ファイルの本人の数が1000人以上の場合は、改正法に基づき個人情報ファイル簿を作成・公表することが義務付けられる。

これに伴い、個人情報取扱事務登録簿の制度は廃止し、本人の数が1000人に満たない場合は、個人情報ファイル毎に個人情報ファイル簿と同様の帳簿（条例個人情報ファイル簿（仮称））を作成・公表することを規定すべきか。

3 開示情報・不開示情報

法第78条第1項本文（第2項読み替え後）

行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（1）法との相違点

<公務員等の氏名>

千葉県情報公開条例（以下「公開条例」という。）では、公務員等の「氏名（警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く。）」を開示情報として明文で規定している。条例にも同様の規定がある。

法では、公務員等の「氏名」を開示情報として明文で規定していない（法第78条第1項第2号ハ）。ただし、国の行政機関では、公務員等（補助的業務に従事する職員は除く。）の氏名は情報公開法第5条第1号ただし書イの開示情報に該当するものとして開示する運用としており、法においても同様の取扱いとしている。

<食糧費の支出を伴う懇談会等の出席者の氏名等>

公開条例では、食糧費の支出を伴う懇談会等の出席者の氏名等を開示情報として明文で規定しているが、条例では規定がない。

法では、開示情報として明文で規定しておらず、委員会に対して、当該情報が開示請求対象に含まれている場合の扱いについて照会したところ、「具体的な対応方法については、事例を確認できなかった」との回答があった。

※当該規定の立法趣旨は、不適正な行政活動の抑止等の実効性を確保することにある。

<法令秘情報>

公開条例では、法令秘情報（他の法令の規定等により開示することができない情報）を開示情報として明文で規定している。条例にも同様の規定がある。

法では、法令秘情報を不開示情報として規定してしない。

そこで、法令秘情報を施行条例で規定することについて、委員会に確認したところ、法令秘情報については、「他の不開示情報に当たるかを実体的に考えてもらいたいというのが改正法の趣旨なので、条例で法令秘情報を不開示情報とすることは、法の趣旨に反し許容されない。また、公開条例で定めがあっても、それは行政機関情報公開法第5条に準じて定められたものとは言えないので、公開条例との整合性を理由に規定できるものでもない」との回

答があった。

(2) 検討事項

ア 開示情報

法で開示することとされている情報のほか、開示情報として、公開条例第8条第2号ハに掲げる公務員等の「氏名（警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く）」を規定すべきか。

また、開示情報として、公開条例第8条第2号ニに掲げる情報（食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報に含まれる出席者の情報）を規定すべきか。

イ 不開示情報

不開示情報として、法令秘情報を規定すべきか。

4 開示請求に係る手数料

法第89条

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 手数料の取扱い

国の運用と異なり、千葉県では、開示請求に係る手数料は徴収していない。これは、個人情報保護制度における開示請求権は、県が管理している自己の個人情報について、どのように記録されているか、また、その記録が正確かどうかという個人情報の本人の関心や不安感に適切に対応するために設けられた権利であることから、開示請求に係る手数料を徴収することは適当ではないという理由による。

なお、紙・CD等の記録媒体費は、私法上の売買契約と同様の考えに基づき実費として徴収している（地方自治法第237条第2項）。その費用の内訳は要綱に記載している。

※地方自治法第237条第2項

第238の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

(2) 手数料を定めないことについて

手数料の額を無料とすることは、法の趣旨に反しないとされている。

また、委員会に確認したところ、「法第89条第2項により開示請求に係る手数料を規定する必要があるため、手数料を徴収しない（無料とする）場合においても条例で規定する必要がある」との回答があった。

(3) 検討事項

現行の運用が維持されるように、手数料を徴収しないことを規定すべきか

(条例第29条の内容(写し等の供与に要する費用の負担義務及びその例外)と同じ内容を規定すべきか)。

5 開示の手続

法第108条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、**条例**で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(1) 開示決定期限

ア 法の建付け

法第83条第1項において、「開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない」とされ、同条第2項において、「前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる」とされている。また、同法第84条において、開示請求日から60日以内に開示決定をすることができない場合の特例延長が認められている。

この点、同法第108条により、法の規定に反しない限り、施行条例で異なる開示決定期限を定めることが許容される。なお、許容されるのは法定期限以内の任意の期間とすることであり、法定期限以上の期間とすることは許容されないとされている。

イ 条例の取扱い

千葉県では、条例第22条により、開示決定期限は、開示請求があった時から15日以内とし、延長可能期間は30日以内としている。また、条例第23条により、開示請求日から45日以内に開示決定をすることができない場合の特例延長が認められている。

ウ 検討事項

開示決定は、開示請求があった日から15日以内にしなければならないものと規定すべきか。

開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内に開示決定等を行うことに事務遂行の著しい支障が生ずるおそれがある場合、当該個人情報の相当の部分につき45日以内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものと規定すべきか。

(2) 訂正請求・利用停止請求の請求期限

ア 概要

法第90条第3項及び第98条第3項では、訂正請求や利用停止請求ができるのは、開示を受けた日から90日以内という請求期限が定められているが、条例第30条及び第39条では法のような請求期限は定められていない。

イ 規定の許容性

委員会に対して、訂正請求等における90日の請求期限を千葉県では設けないこととしているが、請求期限を設けないよう施行条例に規定することは許容されるか確認したところ「訂正請求の期限を設定しないことを条例で定めることは、本人の請求権を制限することなく、個人の権利利益の保護という法の趣旨に反するものではないため、（制度の運用に支障が生じない限りにおいて）法第108条の規定に基づき条例に定めることができる」との回答があった。

ウ 検討事項

訂正請求及び利用停止請求に請求期限を設けないこととしてよいか。

（3）部分開示又は不開示の決定をした理由が消滅する期日の記載義務

ア 概要

法には、部分開示又は不開示の決定をした理由の消滅日が明らかな場合の期日の記載義務について規定がない。

しかし、条例第21条第3項後段では、理由が消滅する期日は、不開示理由と同様、記載する義務のある項目となっているため、当該記載がないことは手続瑕疵に該当し得る（具体例としては、試験の合格発表日前に開示請求をしてきたような場合などが想定される）。

イ 検討事項

部分開示又は不開示の決定をした理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、当該期日を決定通知書等の書面に記載しなければならない旨を規定すべきか。

6 地方公共団体に置く審議会等への諮問

法第129条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報^{の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは}、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

（1）法の考え方

「特に必要である」場合に限って、審議会等に諮問することができることとしており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされている。

その理由は、個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するためとしている。

(2) 検討事項

「特に必要があると認めるとき」は、千葉県個人情報保護審議会に諮問することができる旨規定し、「特に必要があると認めるとき」に該当する事項として、以下の①、②及び③を規定すべきか（いずれも委員会から例として示されたものである）。

- ①本件条例等の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- ②実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- ③実施機関が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合

7 事業者に関する規定

(定義)

条例第2条

六 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

(事業者の責務)

条例第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力する責務を有する。

2 (略)

(事業者の自主的対応のための指導助言)

条例第53条 知事は、事業者が自ら個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。

(説明又は資料の提出の要求)

条例第54条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(是正の勧告)

条例第55条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(事実の公表)

条例第56条 知事は、事業者が、第五十四条の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同条の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は前条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該事業者から意見の聴取を行うとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

(苦情相談の処理)

条例第57条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(1) 事業者の範囲と制度趣旨

個人情報保護法の規制対象である「個人情報取扱事業者」については、同法による義務等が課せられるため、条例上の「事業者」に該当するのは、「個人情報取扱事業者」以外の事業者となる。

その制度趣旨は、同法の規制対象である「個人情報取扱事業者」以外の事業者が保有・利用する個人情報についても、情報化の進展に伴って集積・利用の拡大が進んでおり、その適正な取扱いが必要であるということにある。

(2) 事業者に関する規定の許容性

法では、事業者一般に対しての責務規定や行政指導規定が設けられていないため、施行条例においてこれらの規定を設けることが、法の趣旨に照らして許容されるか否かを委員会に確認したところ、「個人情報取扱事業者に該当しない事業者については、法の定める義務等の対象とされていないところ、条例において、当該事業者の権利義務に実体的な影響を与えるような規定を設けることは許容されない。なお、新法の目的や規範に反することがなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、施行条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられない。」との回答があった。

加えて、法が対象となる事業者を「個人情報取扱事業者」に限定しているのは、「個人情報保護の観点を考慮しつつ、個人情報の取扱いの伴う個人の権利侵害の危険性の程度等を勘案し、一般法としての必要最小限度の範囲とした」ことによるため、地方公共団体における事業者に対する措置については、「支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」(法第13条)との規定にとどめていられると考えられる。

また、事業者に対する苦情について、法第10条では、国が苦情処理のために必要な措置を講ずることとされているのに対して、地方公共団体は、法第14条で、苦情処理のあつせんその他必要な措置を講ずることとされている。法第14条の「必要な措置」について委員会に確認したところ、「地方公共団体がその権能を超えて当該苦情を直接に処理するような事務まで含むものではない」との回答があった。

(3) 検討事項

事業者に関する内容を規定すべきか。

8 審議会条例

(1) 審議会の設置根拠

法第105条第3項が準用する同条第1項の規定により、審査請求があった場合の諮問対象機関が行政不服審査法（以下「行審法」という。）第81条第1項の機関となることから、同項の機関に審議会を位置付けることになる。

また、現行において、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）第30条の40第1項で設置される「審議会」は、個人情報保護審議会としており、この点は改正後も変わらない。

(2) 審議会条例の内容

以下の事項については、条例及び要領等の審議会に関する規定並びに組織条例の規定の内容を現行に引き続き規定するものである。

ア 担当事務

担当事務として以下の①から③までの事項を規定する。

- ①（法第129条による）施行条例●●条の規定による諮問
- ② 施行条例等の運用に関する事項に係る建議
- ③「行政手続における特定の人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十八条第一項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を具申すること」（組織条例第28条第1項・別表第2）

イ 組織等に関する規定

①委員の定数（7人）、②委員の資格・任命（委嘱）、③委員の任期（2年）及び補欠委員の任期、④会長の設置等、⑤会長の職務、⑥会長の職務代理、⑦会議の招集等、⑧会議の開催要件、⑨会議の決議要件、⑩部会の設置、⑪部会の委員指名、⑫部会長の設置、⑬部会長の任務、⑭部会長の職務代理、⑮審議会の決議みなし並びに⑯会議規定の準用について規定する。

ウ 審議会の調査権限等

①保有個人情報の提示要求（インカメラ審理）、②①の提示要求の拒否の禁止、③ヴォーン・インデックスの作成及び提出について規定する。

エ 委員による調査手続き

審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、インカメラ審理のために提示された保有個人情報を閲覧させることができる旨規定する。

オ 書面の写し等の送付

①書面の写し等の審査請求人等への送付、②①の送付に係る審査請求人等への意見聴取について規定する。

※行審法第78条第1項及び第4項の規定による、審議会に提出された書面の写し等の交付請求に係る手数料については、千葉県行政不服審査会への諮問においてと同様、「行政不服審査法における書面の写し等の交付に係る手数料に関する条例」の適用読替え規定を設けることで、徴収することを検討している。

カ 答申の尊重

諮問実施機関は、第一項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、遅滞なく、裁決をしなければならない旨を規定する。

※審議会に関係する内容だが、諮問実施機関による裁決に係るものであるため、審議会条例よりも施行条例に規定を置くことが適当と考えられる。

キ 建議

審議会は、施行条例等の運用に関する事項について調査審議し、当該事項について建議することができる旨を規定する。

※担当事務として建議を規定することから、別途建議に関する規定を置く必要はないとも考えられる。

ク 秘密の保持

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことを規定する。

ケ 会議の運営等

審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める旨規定する。

コ 罰則

秘密の保持に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することを規定する。